鳥取市議会 2013 年 12 月議会 反対討論 日本共産党 鳥取市議団

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第 147 号一般会計補正予算、議案第 149 号国民健康保険費特別会計補正予算、議案第 151 号介護保険費特別会計補正予算、議案第 154 号後期高齢者医療費特別会計補正予算、議案第 155 号水道事業会計補正予算、議案第 156 号下水道等事業会計補正予算、議案第 159 号空き家等の適正管理に関する条例制定について、議案第 160 号消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 166 号下水道条例の一部改正について、議案第 166 号下水道条例の一部改正について、議案第 167 号集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 169 号さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 169 号さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 202 号都市公園の指定管理者の指定について、議案第 204 号市営駐車場の指定管理者の指定について、以上 14 議案に反対の立場で討論をおこないます。

まず、補正予算です。景気回復とデフレ脱却には何よりも所得を増やすことが一番の方策です。にもかかわらず、10月から翌年3月までの職員給与の減額分が計上されています。そもそも、この給与削減は、国から地方交付税の削減とセットで押し付けられたものであり、地方分権に反するやり方です。ラスパイレス指数が100を上回っているといっても、それは国家公務員の給与が引き下げられているからで、市職員の給与が上がっているわけではありません。本市のような地方では、景気回復が大きな課題であるにもかかわらず、それに逆行するやり方です。そして、給与削減分を市の借金返済に充てるとしていますが、低所得者や生活保護世帯に、燃油高騰に対する支援をおこなうことや誘致企業による解雇者も出ていますが、雇用対策に使うなど、市民生活に直結した使い方をするべきだと思います。一時的な財源だからこそ、生きた使い方を望みます。

次に、消費税率引き上げに関わる使用料や利用料の引き上げについてです。本市にある市民団体がおこなったアンケートによると、約 66%の方が「生活が苦しくなった」と答えています。その理由は、「物価の上昇」「仕事の減少」「年金の減少」「生活保護費の引き下げ」「医療費の負担増」「国保料・介護保険料の負担」といったことが挙げられており、要望としては「国保料・介護保険料の引き下げ」「年金引き上げ」「生活保護費引き上げ」とともに「消費税増税中止」の声も多く寄せられています。いうまでもなく、消費税は低所得者ほど負担が重く、逆進性のある税金であり、それに伴う使用料・利用料の改正は市民生活に負担をもたらすものです。また、生計費非課税の立場から、水道料金への転嫁は認められません。

議案第 202 号は風紋広場の管理の指定管理者の指定ですが、看護専門学校建設のための県有地取得に伴ってついてきた風紋広場の管理は納得ができません。よって、指定管理者を決める必要はありません。

議案第 204 号は幸町の市営駐車場の指定管理者の指定ですが、市庁舎の新築 移転を見込んで、指定期間が 1 年間となっています。住民投票では新築移転は 否定されました。1 年間にする必要はありません。

最後に、空き家等の適正管理に関する条例についてです。

「鳥取市の空き家対策等基本方針」で述べられているように、空き家問題の背景・要因、課題では、個人の所有権にかかわる諸問題や空き家に対する市民等の認識の低さ、行政的に対応する法令が不十分ということがあります。現実に、危険な老朽化する空き家が増加し、なかなか進展しない諸問題について、解決策を打ち出す必要があります。

そして、これは個人の財産所有権と義務にかかわることであり、所有者等の 関係者をはじめ市民への説明、条例施行に必要な規則制定と市民の合意形成の 必要など、慎重な検討がさらに必要と考えます。この条例案は来年4月に施行 するもので、市民の理解を得る期間がありません。

さて、提案された条例案の説明では、今年 4 月に施行した要綱よりも条例化 を望む意見が多いというものがありましたが、要綱としてスタートして半年余 りです。「強制力がなく、指導助言しかできなかった」とありますが、成果と課題を明らかにすることが前提ではないでしょうか。そのうえで、「命令・公表・罰則」という強制力が必要なのか、そして管理不全状態の空き家 290 件がどの程度解決できる見通しになるのか資料も提出し、幅広い市民合意を形成していくように、検討が必要と考えます。

また、空き家問題では、個人や親族の間で経済的な問題や所有権をめぐる利害関係で解決できない状態も相当存在すると推察します。解体費の一部支援があっても、残りの費用も相当額を準備できなければ解体できません。パブリックコメントにもそれに似たような実態の解決を求める意見もありますが、「今後の参考とする」という回答では不十分ではないでしょうか。行政がどのように相談、解決していくのか、その支援策も検討し実効ある解決に導くようにとりくむ必要があると考えます。

それから、先日の委員会では、市は解体等の緊急安全措置を取った場合、その費用負担の回収を所有者等に請求できるとした規定に関して、その負担が出来ない場合は、保証人をつけることもありえると説明がありました。どんな人が保証人になれるのか、ない場合はどうするのかなど、所有者等に理解が十分得られるように条例案と規則案を示し、市民の合意形成が必要ではないでしょうか。

最後に、市当局の説明では、空き家問題は「老朽危険空き家」と「空き家の利活用促進」という 2 本の柱によって対応していくとあります。しかし、条例案は管理不完全な状態の空き家に対する「緊急安全措置」を中心としたものであり、利用促進は条例の目的に明記されず、対策はほとんどありません。寄付の受け入れがその対策であれば、条例の中に位置付け、規則で土地・建物の受け入れ条件を定めることを検討すべきではないでしょうか。

以上の意見を申し上げ、議員各位のご賛同をお願いし、討論を終わります。